## 会員各位

やむを得ない理由により住所地で通知カードを受け取れない者の 居所に通知カードを送付するための「居所情報の登録」について (マイナンバー制度に関するお知らせ)

平成27年10月5日以降、国民の一人一人にマイナンバー(個人番号)が通知されます。

マイナンバーの通知は、各市区町村から、住民票の住所へ「通知カード」が送られます。

しかしながら、やむを得ない理由により住民票の住所地で通知カードを受け取ることができない方については、事前に所要の申請手続きを行うことにより、申請した居所で受け取ることが可能となる制度があります。

会員各位におかれましては、貴社の職員が「通知カード」を確実に受け取れるよう、 本制度について、全職員に広く周知願います。

また、本制度については、該当する各個人が、住民票のある市区町村へ平成27年9月25日(金)までに申請をする必要があり、期日が迫っておりますので、速やかに周知くださいますよう、よろしくお願いいたします。

## 【参考】

## 本制度の詳しい内容について

・総務省ホームページ http://www.soumu.go.jp/kojinbango\_card/08.html

## 本制度に関する問い合わせ先

- ・マイナンバーコールセンター 0570-20-0178 (土日祝日・年末年始を除く9:30~17:30)
- ・住民票のある市区町村